

# 不法投棄罰金3億円

## 厳罰化の廃棄物 処理法改正案 保管も規制強化

環境省が今国会に提出する廃棄物処理法改正案が11日、明らかになった。法人による悪質な不法投棄に対する罰金を現行の1億円以下から3億円以下に引き上げる厳罰化が柱。不法投棄を重ね不当な利益を得るような事業者を減らす狙いだ。

産業廃棄物を事業所とは別の場所に積み上げるなどして、排出業者が保管する場合も、都道府県知事への事前届け出を義務付け、行政によるチェックを可能にする。事実上の投棄につながる

がったり、崩壊、火災などの事故が起きたりすることを防ぐ目的だ。

3月に閣議決定し国会提出、公布から1年以内の施行を目指す。

環境省によると、環境関連法で定める法人への罰金では3億円以下が最も重いレベル。事業所外の保管を届け出ない場合は「6月以下の懲役または50万円以下の罰金」とした。

改正案には、建設に伴う廃棄物の処理の責任は下請け業者ではなく元請けにあることを明記。また不適正な廃棄物処理を土地所有者らが発見したときは、速

やかに知事や市町村長に通報する努力義務を定めた。廃棄物処理施設について、環境汚染を防ぐため定期的に知事の検査を受けるよう義務付け、検査を拒み回避した場合は「30万円以下の罰金」とした。

また地球温暖化対策も盛り込まれ、廃棄物を焼却する際の熱を有効利用して発電などを行う業者を廃棄物熱回収事業者として登録する制度を新設、業者の支援上乗せも検討する。

前年度の産廃排出量が千トン以上の事業場など全国約1万の多量排出事業者が廃棄物の減量計画を提出しな

ら料とした。20万円以下の過

は排出事業者が半分、残り計は1634万トンだった。

### 廃棄物処理法改正案のポイント

- 法人による悪質な不法投棄の罰金を現行の1億円以下から3億円以下に引き上げ
- 排出事業者による産業廃棄物事業所外での保管は、知事の事前届け出を義務付け
- 土地所有者らは、不適正処理や発見したときは、知事に市町村長に通報する
- 廃棄物処理施設に対する知事の定期的な検査を義務付け
- 廃棄物熱回収事業者を知事に登録する制度を新設

**不法投棄の現状**  
2007年度に全国で新たに見つかった不法投棄は382件。総量は約10万トン、うち建設廃棄物が79%を占める。投棄の実行者は排出事業者が半分、残り計は1634万トンだった。

は実行者不明、無許可の産業廃棄物処理業者、許可業者だった。不法投棄の件数、総量とも減少傾向。07年度末の不法投棄の残存件数は2753件、残存量は計は1634万トンだった。

平成22年2月12日  
伊勢新聞